

山LP協第182号
令和2年3月26日

LPガス製造事業所の長 様

(一社) 山口県LPガス協会
会 長 服部 典之 (印略)

高圧ガス保安法令の改正に伴う製造事業所の危害予防規程変更届の
対応について (お知らせ)

平素から、当協会の事業推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、(一社) 全国LPガス協会から別添のとおり通知がありました。

高圧ガス法案法令の改正に伴い、全ての充填所、オートガススタンド等の製造事業者は8月末までに危害予防規程の変更を行い届け出る必要があり、円滑な対応を促すことを目的として変更手続きの解説、記載例が示されたものです。

貴事業所におかれては、別添記載例1ページにある注意点に十分ご留意いただき、ご活用をお願いします。

なお、県消防保安課産業保安班に記載例について確認したところ、
○法令で定める事項は全て記載されており、この内容で届出されれば受理は可能です。
○ただし、KHKから正式な指針が発表されておらず、内容が適切かどうかは判断できません。
との回答がありました。

現在、KHK(高圧ガス保安協会)で本指針の改正案の審議が行われていますが、KHKのホームページ(3月26日時点)では改正後の発刊は7月末の予定とされており、まずは危害予防規程の変更届出後、指針が発表されてから改めて内容を見直し、場合によって再度変更するのが賢明と考えられます。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366
e-mail:yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp